

入札契約制度の見直しを行います

川崎市ではこの度、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」という）」の改正に伴う対応として、「労務費ダンピング調査」を、また、事業者に対する、より適正な評価及び事業者の技術力等の向上や社会的貢献への意欲向上を目的として、「主観評価項目制度」の見直しについて実施することといたしましたので、お知らせします。

1 労務費ダンピング調査の実施について

（１）概要

落札候補者が提出した積算内訳書に記載されている直接工事費（労務費だけではなく材料費等も含めた合計額）の金額が、本市設計額の一定水準を下回る場合、書面等でその理由の確認を行うものです。

（２）実施時期及び対象案件

令和8年10月1日以降に公告する総合評価落札方式を適用する工事（試行実施）

（３）調査手順

調査手順については次のとおりです。なお、労務費ダンピング調査は従来の入札参加資格の審査（配置予定技術者の資格審査等）と並行して実施いたします。

① 落札候補者が提出した積算内訳書の直接工事費（労務費だけではなく材料費等も含めた合計額）の金額が、本市設計額の一定水準額以上かの確認を行います。なお、一定水準額は本市設計書における直接工事費×0.97とします。

ア 落札候補者の直接工事費 $\geq$ 本市設計書における直接工事費×0.97

⇒労務費ダンピング調査は実施いたしません。

イ 落札候補者の直接工事費 $<$ 本市設計書における直接工事費×0.97

⇒労務費ダンピング調査を実施します（②に進みます）。

調査対象者となった旨は、契約課から落札候補者の連絡と同時に行います。

② 労務費ダンピング調査回答書にて、その金額とした理由につき、市で確認を行います。

③ 市で確認をした結果

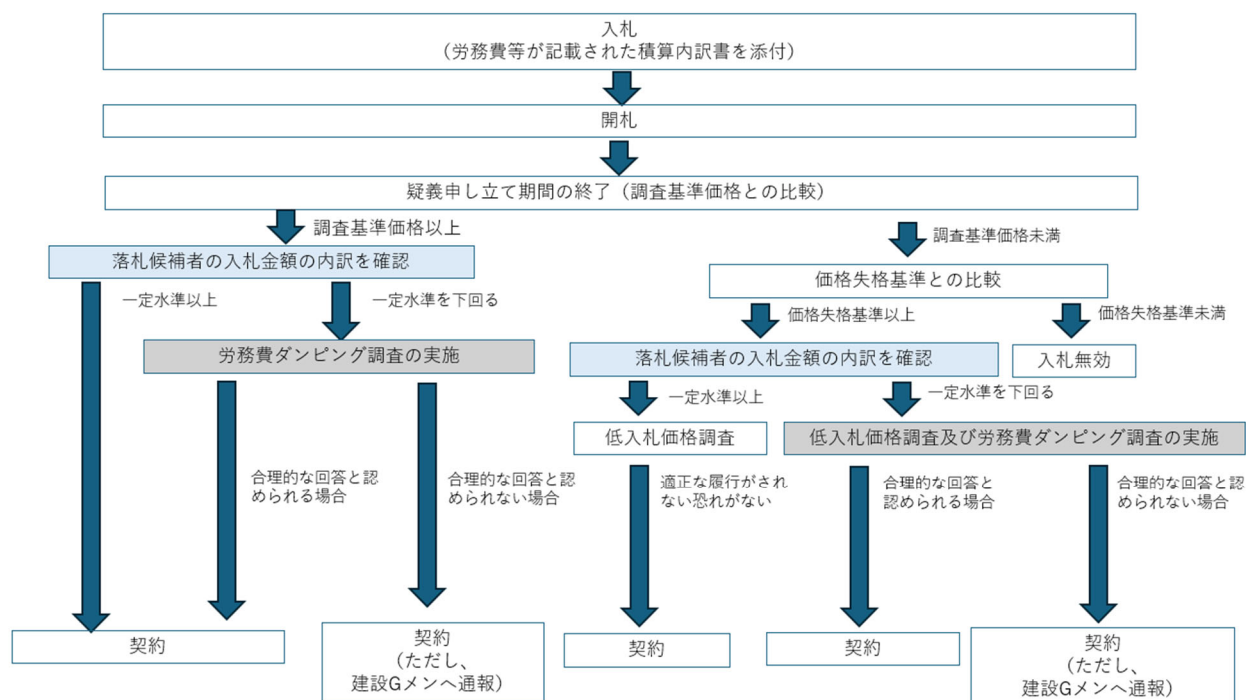
ア 合理的な回答と認められる場合

⇒調査は終了となります。

イ 合理的な回答と認められない場合

⇒本市から建設Gメン（国土交通省所管）に通報するとともに、本市から建設業法及び関連法令を遵守し改善措置を講じるよう受注者に要請いたします（なお、その場合でも法的に契約締結の効力が無効となることはありませんが、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合があります）。

（４）実施フロー図



2 主観評価項目制度の見直し

事業者をより適正に評価するとともに、技術力等の向上及び社会的貢献への意欲向上を目的とした主観評価項目制度に、以下のとおり項目を新設します。

（１）概要

健康経営に取り組む事業者の更なる意欲向上を促し、市内事業者の働きやすい職場環境づくりを支援することを目的として、「健康経営優良法人（認定取得）」（１０点）を新設します。「健康経営優良法人認定制度」は、健康経営に取り組む法人を可視化し、従業員・求職者・取引先・金融機関等から評価される環境を整えることを目的とした経済産業省による顕彰制度です。

〔本市の事業者申請により登録する主観評価項目〕

No.	主観評価項目名	配点	
1	障害者の雇用状況	10点	最大 110点 ↓ 120点
2	災害時における本市との協力体制(災害協定)	10点	
3	災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)	10点	
4	建設業労働災害防止協会の加入状況	10点	
5	ISO 9001の認証取得	10点	
6	ISO 14001の認証取得 又は エコアクション21の認証取得	10点	
7	男女共同参画(行動計画策定)	10点	
8	男女共同参画(認証取得)	10点	
9	協力雇用主	10点	
10	消防団協力事業所	10点	
11	かわさきSDGsパートナー(認証取得)	10点	
12	健康経営優良法人(認証取得)	10点	

※上記のほか、本市資料に基づき、優良事業者表彰、指名停止、工事成績点を評価項目としています。

(2) 実施時期

令和9年4月1日から、業者登録申請（随時申請・変更申請）の受付を開始します。